

平成29年12月19日

答申第791号

1 再検討の求めに至る経緯

視聴者より、「時効の援用について」として「最高裁の判決後、時効の5年を援用されている件数（貴協会が提訴した裁判において）」に係る文書の開示の求めがあった。

NHKは、「時効の5年を援用されている件数（貴協会が提訴した裁判において）」に係る文書はとりまとめておらず、存在しないため、開示することができないとした。

これに対して、視聴者から再検討の求めがあった。

2 NHKの見解の要旨

開示の求めの文書は存在しないため、開示することができない。

3 審議委員会の判断

開示の求めの文書は存在しないと認められ、開示することができないとしたNHKの取り扱いは妥当である。

4 審議の経過

平成29年12月19日（第255回審議委員会）

第804号諮問、審議、答申